

インド思想史学会 第28回学術大会 (オンライン)
2021年12月25日 (土)

プログラムと発表要旨

Association for the Study of the History of Indian Thought
The 28th Annual Conference (online)
25 Dec 2021 (Sat.)

Programme and Abstracts of Papers

オンライン開催のため、事前の参加申込が必要です。申込方法は同封の別紙またはメール連絡を参照ください。

※ 参加費は無料です。また懇親会は開催いたしません。

連絡先： 〒606-8501
京都市左京区吉田本町 京都大学文学研究科インド古典学研究室気付
インド思想史学会事務局
TEL: 075-753-2460 (横地)
E-mail: hit_office@googlegroups.com
Website: <https://indosg.org/>

※ 昨年度より、事務局の連絡先、学会サイトURLが変更されました。

※ 本状は郵便での送付に先立ちメールでも会員の皆さまにお送りしています。本状を添付したメールが届いていない場合は、メールアドレスが未登録ですので事務局までお知らせください。

インド思想史学会 第28回（2021年度）学術大会のご案内

インド思想史学会会長 井狩彌介

インド思想史学会第28回学術大会を下記の通り開催いたします。皆様、万障お繰り合わせの上ご参加ください。

記

開催日： 2021年12月25日（土）13:00から
（理事会 11:00～11:30）

開催方法： Zoomによるオンライン開催
（12:30から開場しています。なるべく早くご入室ください）

研究発表者および発表題目

13:00～13:50 繆 寿楽（日本学術振興会特別研究員DC／広島大学大学院）
「ダルモータラにおける「知覚可能性」の二重性」

13:50～14:40 谷口力光（東京大学大学院博士課程）
「vyavahāracatuṣpādātva解釈史が示唆する法廷概念の変遷」

14:40～15:30 虫賀幹華（日本学術振興会特別研究員PD／京都大学大学院）
「ヒンドゥー聖地の発展過程
—ガヤーにおけるシヴァ派からヴィシュヌ派への移行—」

***** 休憩 *****

16:00～16:50 坪田さより（大阪大学大学院／日本学術振興会特別研究員DC2）
「Pratyavarohaṇīya「戻り降りの儀礼」について
—Vādhūla-Śrautasūtra第9章の記述を中心に—」

16:50～17:40 天野恭子（京都大学白眉センター・人文科学研究所特定准教授）
「Maitrāyaṇī Saṁhitā IV 14 (kāmya-paśuのためのṛc) とṚgveda I巻」

総会 17:40～18:00（引き続き同じURLにて、Zoomによるオンライン開催）

Association for the Study of the History of Indian Thought

Programme of the 28th Annual Conference

IKARI Yasuke, President

The 28th annual conference of the Association is to be held as follows. We will cordially invite you to the conference.

Date and Time : 25 Dec 2021 (Sat.), from 13:00
(Board Meeting: 11:00 — 11:30)

Method : Online Meeting by Zoom (The meeting is open from 12:30)

Programme

- 13:00 — 13:50 MIAO Shoule (JSPS Research Fellow (DC), Hiroshima University)
“The Duality of the Meaning of '*dr̥śyatva*' in the Dharmottara's Non-cognition Theory” [in Japanese]
- 13:50 — 14:40 TANIGUCHI Chikamitsu (Doctoral Course Student, The University of Tokyo)
“The Transition of Notion of the Courtroom Suggested in the History of Interpretation of *vyavahāracatuṣpādatva*” [in Japanese]
- 14:40 — 15:30 MUSHIGA Tomoka (JSPS Research Fellow (PD), Kyoto University)
“The Development Process of the Hindu Sacred Places: Sectarian Change from Śaiva to Vaiṣṇava in Gayā” [in Japanese]

~~~~~ Break ~~~~~

- 16:00 — 16:50 TSUBOTA Sayori (JSPS Research Fellow (DC2), Osaka University)  
“On *Pratyavarohaṇīya* (Rite of Descending): Focusing on Description in the Ninth Chapter of the *Vādhūla-Śrautasūtra*” [in Japanese]
- 16:50 — 17:40 AMANO Kyoko (Associate Professor, Hakubi Center, Institute for Research in Humanities, Kyoto University)  
“*Maitrāyaṇī Saṃhitā* IV 14 (ṛcs for the *kāmya-paśu*) and the *Ṛgveda* I” [in Japanese]

Plenary Meeting 17:40 — 18:00 (Continued in the same Zoom meeting)

## ダルモータラにおける「知覚可能性」の二重性

繆寿楽（広島大学大学院・日本学術振興会特別研究員DC）

存在性が否定される対象は知覚可能でない限り、その対象の非認識は正当な証因にはならないとダルマキールティはNyāyabindu 2.47で述べている。ここで、対象が知覚可能であること、すなわち対象の知覚可能性 (dṛśyatā / dṛśyatva) をどう理解すべきなのかが問題となる。Birgit Kellnerはダルモータラの思想体系におけるこの「知覚可能性」の二重性を意識して、研究を発表している (Birgit Kellner, “Levels of (Im)perceptibility: Dharmottara’s Views on the dṛśya in dṛśyānupalabdhi,” in S. Katsura (ed.), *Dharmakīrti’s Thought and Its Impact on Indian and Tibetan Philosophy*. Vienna, pp. 193–208, 1999)。彼女は「知覚可能性」が適用されるべきいくつかのモデルを構想して分析しているが、そのモデルは網羅的ではなく、また全てのモデルについて具体例を与えていない。それに対して、本稿は以下のことを試みる。1) 網羅的に、具体例をもって、ダルモータラの思想体系における「知覚可能性」の二つの意味を明らかにする。2) この意味の二重性がダルモータラの認識論に与えた影響を考察する。3) この二重性が生まれた理由を探る。4) この二重性を意識しなかったことに起因する、先行研究の問題を指摘する。考察により、以下の諸点を明らかにしている。1) ダルモータラの思想体系において、筆者が「本質的な知覚可能性」と呼ぶものは対象がかつて認識されたことがあり、その対象を同じ状況に置けばまた見られるというように、その対象が凡夫にとって本質的に観察可能であることを意味している。ダルマキールティにとって、対象が知覚されるには、三つの条件が必要である。a) 対象が本質的に知覚可能であること、b) 対象の特定のあり方 (例えば壺というあり方) 及びc) 他の認識条件 (目など) である。それらのうち、ダルモータラにとって、対象の知覚にはa) とc) が最低限必要である。そして、b) が実在するとき、あるいは付託される (samāropita) とき、対象は知覚可能な対象となる。このように、条件が揃っていることで知覚可能となるものを、筆者は「条件付きの知覚可能対象」と呼ぶ。2) ダルマキールティとは違って、ダルモータラは「条件付きの知覚可能性」の実在または付託を、ある非認識が「知覚可能な対象の非認識」 (dṛśyānupalabdhi) であるかどうかを判断する基準としている。その影響で、彼は「知覚可能な対象の非認識」を除く他の諸非認識因における知覚可能性の確認について独自の理解を示している。また、彼にとって「相互排除対立関係」 (parasparaparihārovirodha) に基づく不可知の屍鬼の非認識は、「条件付きの知覚可能性の付託」という操作を通じれば、「知覚可能な対象の非認識」として認められうる。3) 「知覚可能な対象の非認識因」が働く前提として、ダルマキールティは「認識全条件 (a+b+c) の完備」を意図している。そして、彼が述べる「完備」は存在を意味している。なお、論証時に、b) は存在しないはずである。ダルモータラがb) の付託をも認めることは、この問題を解決する為であろう。4) 先行研究 (渡辺俊和「dṛśyānupalabdhiにおける知覚可能性の把握」『印度学仏教学研究』50-1, 196–198, 2001) はダルモータラとカルナカゴーミンは異なる仕方で「知覚可能性」を把握しているとするが、カルナカゴーミンが与えた「〔本質的な, 筆者注〕知覚可能性」の把握方法は、ダルモータラの思想体系の中にも看取される。そして、ダルモータラは「付託」という方法で「条件付きの知覚可能性」を把握している。

## vyavahāracatuṣpādatva解釈史が示唆する法廷概念の変遷

谷口力光（東京大学大学院博士課程）

本発表は、*Nāradaśmṛti*から法理論家Devanṇabhaṭṭa（ca. 1150–1225）作*Smṛticandrikā*までを射程に入れ、vyavahāracatuṣpādatva（「vyavahāraが4 padを有すること」）の解釈史を追う。これにより、従来の研究では一般論的に与えられていた法廷（訴訟）理解に対して歴史的視座を与え、vyavahāra-catuṣpādatva解釈史が示唆する法廷概念変遷の一端を明らかにすることを目的とする。

*Nāradaśmṛti* mātṛkā 8; 10–11によれば、訴訟（vyavahāra）は、

- 4つの足or 4半分を有し（catuṣpad）,
- 4 padとは、dharma, vyavahāra, caritra, rājasāsanaである

とされる。ここに示された「vyavahāraがdharmaなどの4 padを有すること」は法理論家（dharma-nibandhakāra）たちにより、[dharmādi]vyavahāracatuṣpādatvaなどと定型的に呼ばれるようになる。

しかし、全く同じcatuṣpadという言葉でbhāṣā（提訴）、uttara（被告側答弁）、kriyā（証拠提出）、nirṇaya（判決）を掲げる別系統のvyavahāracatuṣpādatva（bhāṣādivyavahāra-catuṣpādatva）を示す古テキスト群（smṛtiなど）が同時に存在した。古テキスト群に2系統のcatuṣpadが散説されていたことは、註釈家、理論家たちがvyavahāracatuṣpādatva解釈を精緻化させてゆく契機となる。

Kane（*History of Dharmaśāstra*, vol. 3, pp. 259–262）らは、諸dharmanibandhaの所説を継ぎ接ぎすることで、dharmaなどの4 padはbhāṣādivyavahāracatuṣpādatvaの最終支分である判決を得るための足であり（\*nirṇayacatuṣpad）、そのdharmaなどによる判決がdharmaなどと呼ばれる（dharmākhyā-nirṇaya、以下同様）という一般論を導いた。Olivelle and McClish（“The Four Feet of Legal Procedure and the Origins of Jurisprudence in Ancient India,” 2015）は、Kaneらが与える一般的理解における歴史的視点の欠如を反省し、それまで後続文献の解釈に埋没していた*Kauṭīliya-Arthaśāstra*がアテストするところのdharmādivyavahāracatuṣpādatvaの原意を掘り起こした。

発表者が行う検討は、後者の期した思想史的研究を、より後代のテキスト群に対して試みるものである。はじめにDevanṇabhaṭṭaによるdharmādi/bhāṣādivyavahāracatuṣpādatva解釈を示すことで、*Smṛticandrikā*のみから著者自身の法廷理解を描写し、先行研究による一般的理解から外れる部分などを指摘する。その上で、*Nāradaśmṛti*上述箇所可能な解釈について検討を加え、Asahāya、Bhavasvāminによる2註解を参照する。そこから、dharma/vyavahāraという2 padは法廷外紛争解決（民間解決）を指すという解釈、dharma/vyavahāraは法廷内解決（訴訟）に含まれるがdharmaでは判決には至らないという解釈が存在したことを示す。これにより、*Nāradaśmṛti*著作者、Asahāya、Bhavasvāmin、Devanṇabhaṭṭaの4者間で法廷（ないし訴訟）の概念の範疇が変容していることなどを確認する。最後に、註釈者（Asahāya、Bhavasvāmin）的解釈からDevanṇabhaṭṭa的主張へといかにして解釈史が進展し得るのかについて、Bhavasvāmin註から示唆される可能性を示す。

## ヒンドゥー聖地の発展過程

### ーガヤーにおけるシヴァ派からヴィシュヌ派への移行ー

虫賀幹華（京都大学大学院文学研究科・日本学術振興会特別研究員PD）

北インドビハール州南部のガヤー県ガヤー市に位置するヒンドゥー教の聖地ガヤーは、祖霊祭（Śrāddha）を行うのに良い聖地として有名である。現在のガヤーで最も巡礼者が集まり重要な場所とみなされているのは、ヴィシュヌ神の足跡を本尊とするヴィシュヌパダ（Viṣṇupada）寺院であり、同寺院およびガヤー全体の所有者であることを主張するガヤーワラ（Gayāvāla）は、ヴィシュヌ派（Vaiṣṇava）に属する聖職者集団である。

聖地としてのガヤーに関する最も古い記述であると考えられる『ヴァシシュタ・ダルマースートラ（*Vasiṣṭha-dharmasūtra*）』ですでに祖霊祭との関連が記されているように、祖霊祭とガヤーの関係は古代から現代まで続いている。それに対し、ヴィシュヌ派の聖地としてのガヤーの姿が明確に描かれたのは 11 世紀頃の成立とみられる『ガヤーマーハートミヤ（*Gayāmāhātmya*）』においてである。現在のガヤーの様相は『ガヤーマーハートミヤ』の記述に多く遡ることができるが、『ガヤーマーハートミヤ』以前の痕跡を見つけようとするのは非常に困難である。同文献はそれまでのガヤーの伝統を吸収しつつ、ヴィシュヌ派の聖地としてガヤーを完全に作り替えたように思われる。

本発表は、『ガヤーマーハートミヤ』前後のガヤーの様子を詳細に描くことによって、聖地ガヤーの発展過程における最大の転換点であるガヤーのヴィシュヌ派化を考える。特に、『ガヤーマーハートミヤ』以前のシヴァ派（Śaiva）の聖地としてのガヤーの記述を整理し、それを『ガヤーマーハートミヤ』がどのように組み入れあるいは排除しながらヴィシュヌ派の聖地としてガヤーを再構築したのかを第4節以降でまとめることになる。主に『ガヤーマーハートミヤ』成立以前の文献における、シヴァと関連するガヤー内の場所として描かれた「鷲（*grdhra*）」を冠する聖所とそこでの灰（*bhasma*）を用いる習慣（第4節）、プラピターマハ（*prapitāmaha*）という名のシヴァとマンガラー（*maṅgalā*）という名の女神（第5節）、ルドラ（シヴァ）の足跡（*rudrapada*）（第6節）、シヴァの28化身（第7節）についての記述をそれぞれ整理し、『ガヤーマーハートミヤ』におけるこれらの取り扱いを論じる。その前に、使用する文献など本発表で扱われる情報源と、『ガヤーマーハートミヤ』で語られる神話およびヴィシュヌの称賛といった議論の前提となる事項を第2節で、先行研究の見解を第3節で整理する。ガヤーにおけるシヴァ派からヴィシュヌ派への移行という見方がこれまで全くなされなかったわけではないが、本発表は、幅広い年代の文献に加えて、碑文や神像、人びとの語りといったガヤーでのフィールドワークを通して得られた情報も取り入れながら、より詳しい議論を行う。

## Pratyavarohaṇīya 「戻り降りの儀礼」について

—Vādhūla-Śrautasūtra第9章の記述を中心に—

坪田さより（大阪大学大学院博士課程・日本学術振興会特別研究員DC2）

J. C. Heesterman, *The Ancient Indian Royal Consecration*, 1957 は、王権儀礼 Rājasūya において、登ること (ascension) と降りること (descent) それぞれを示す祭式行為・儀礼が対となって繰り返し行われることを指摘し (p. 224), そのような儀礼のうち Abhyārohaṇīya (「(天への) 上昇儀礼」, Rājasūya の導入となるソーマ祭の名称の一つ) の対となるのが, Vaitānasūtra 36.10 に挙げられる Pratyavarohaṇīya (「(地上への) 戻り降りの儀礼」, Rājasūya の締め括りとなるソーマ祭の名称の一つ) であるとしている (p. 13)。

Pratyavarohaṇīya という名を冠する儀礼は, Rājasūya と同様に王権儀礼に属する Vājapeya に関しても言及される (Baudhāyana-Śrautasūtra 11.13:84.4, Āpastamba-ŚS 18.7.17, Lātyāyaṇa-ŚS 8.11.14, さらに一般化した形で Śāṅkhāyana-ŚS 14.11.1 [Ekāha])。

しかし, Pratyavarohaṇīya の実際の儀軌については, 以上に挙げたどの文献においても述べられておらず, 唯一それを詳述しているのが Vādhūla-Śrautasūtra 第 9 章 (Vājapeya 章) である。このことは W. Caland, “Eine dritte Mitteilung über das Vādhūlasūtra”, *Acta Orientalia* vol. 4, 1926, pp. 168–169 (= *Kleine Schriften* pp. 351–352) が既に指摘しており, 儀軌部分および解釈部分の原文抜粋と抄訳・要約を施しているものの, 抜粋と訳は不完全な状態である。さらに, Caland が当時利用可能であった Vādhūla-ŚS の写本自体が質の低いものであり, 彼の校訂テキストそのものを, 後に井狩彌介京都大学教授 (当時; 現名誉教授) に発見された新写本群に基づいて見直すべきことが同教授により指摘されている。当発表において, 発表者は, 井狩教授より新写本画像の提供を受け, これに基づき Vādhūla-ŚS 第 9 章における Pratyavarohaṇīya のより正確な規定を示す。

一方で, *praty-ava-roh/ruh* 「戻り降りる」という動詞の用例に目を転ずると, Darśapūrṇamāsa, Agnicayana, Sattrā 等の文脈にも「戻り降りてくる」という象徴的意味を込められた祭式行為・儀礼の出て来ることがわかる。このように王権儀礼に関する記述に限らず, さらには *praty-ava-roh/ruh* の語が出る文脈に限らず, ヴェーダ祭式文献においては「天に登った後で地上に戻って来る」という象徴的行為が広く見られる。その背景には, 天に登った者が地上に戻ってこられず, 破滅してしまうのではないかという恐れがあったと考えられる (たとえば Vājapeya では, 祭柱登りの儀礼にも, 象徴的に天界へ登った祭主を地上に繋ぎ止める祭式行為がある)。また, Rājasūya, Vājapeya では王権儀礼や灌頂を経た祭主を「誰に対しても降りることがない者」(Taittirīya-Brāhmaṇa 1.3.9.2 [Vājapeya]), 「誰に対しても降りるべきでない者」(ĀpŚS 18.7.16 [Vājapeya]) あるいは *apratyavarohin-* (Pañcaviṃśa-B 18.6.12 [Vājapeya], BaudhŚS 18.2:344.9 [Rājasūya, B穆haspatisava]) と呼ぶことがあるが, これは, 祭主のこの状態を解決するために Pratyavarohaṇīya という儀礼が必要とされたことを窺わせる。

当発表においては, ヴェーダ祭式文献における *praty-ava-roh/ruh* の用例と Vādhūla-ŚS 第 9 章における Pratyavarohaṇīya (「戻り降りの儀礼」) の儀軌を示し, ヴェーダ祭式における「戻り降りる」という行為の諸相とその背景にある思想を探ってみたい。

## Maitrāyaṇī Saṁhitā IV 14 (kāmya-paśuのためのṛc) と Ṛgveda I巻

天野恭子 (京都大学白眉センター・人文科学研究所特定准教授)

ヴェーダ文献の中で、Ṛgveda [RV], Atharvaveda に次いで成立した黒 Yajurveda-Saṁhitā (Maitrāyaṇī Saṁhitā [MS], Kāṭhaka-Saṁhitā [KS], Taittirīya-Saṁhitā [TS]) は、祭式において adhvaryu 祭官が唱える yajus を集録したが、その成立の終盤と思われる時期に、本来 hotṛ 祭官が唱えるべき ṛc をまとめて付け加えたと考えられる。その主な使い道は、anuvākya (神格召喚のための讃歌) および yājyā (招来した神格を讃えるための讃歌) であり、それら ṛc の集合のことも yājyānuvākya と呼ぶ。

MS の IV 10-14 は yājyānuvākya を集めた章であるが、この ṛc のうち多くが RV I 巻から採られている。しかし、MS のパラレルテキストである KS および TS には RV I 巻からの引用はそれほど多くない。その差を作っている大きな要因は、MS の yājyānuvākya 章の一番最後に位置する MS IV 14 (願望による犠牲獣祭 kāmya-paśu に用いられる ṛc) である。MS における RV I 巻からの引用の多くが MS IV 14 における引用であり、願望による犠牲獣祭に用いられたと考えられるが、KS は願望による犠牲獣祭の ṛc を収録せず、Taittirīya 派は、Saṁhitā ではなく Taittirīya-Brāhmaṇa [TB] の 2.8.1-7 に該当の ṛc 集を持つ。

これらのことから、MS IV 14 の成立が MS, KS, TS が密な関係の中で共に祭式を発展させ文献の編纂を進めた時代から外れた、後の時代の成立である可能性が高いことが推測される。このような、年代的に後の成立と思われる章において、RV のある特定の巻からの引用がとりわけ多く見て取れることは非常に重要である。この現象は、Yajurveda の編集過程の中で彼らの RV についての知識 (あるいは態度) が変化していたことを示し得ると考えられ、黒 Yajurveda-Saṁhitā 編纂の始まった段階で RV は全体の編集を終えていたという相対年代についての従来の仮定を覆す可能性がある。願望による犠牲獣祭に用いられる ṛc の使用を考察することによって、MS 編集後期におけるヴェーダ学派間の関係性について理解を深めたい。